# 兵庫県公報

令和3年6月8日 火曜日 第2号外

#### 行 発 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

○ 県民ボランタリー活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(県民生活課) ……… 1

### 公布された法令のあらまし

### ◎県民ボランタリー活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第30号)

特定非営利活動促進法等の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった場合の公表の 手続等について所要の整備を行うこととした。

規

則

県民ボランタリー活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年6月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県規則第30号

## 県民ボランタリー活動の促進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民ボランタリー活動の促進等に関する条例施行規則(平成10年兵庫県規則第91号)の一部を次のように改 正する。

第2条の2を削る。

第6条第1項中「法第25条第4項」を「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。) 第25条第4項」に改める。

様式第5号注4(3)中「規定する」を「掲げる」に改め、同様式注4(3)イ中(4)を削り、(ウ)を(4)とし、(エ) を(ウ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

- (エ) 役員等に対する報酬又は給与の状況
  - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)
  - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

様式第5号注4(3)イ中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)を(カ)とし、同様式注4(3)ウ中「該当しない」を 「該当していない」に改め、同様式注4(4)中「助成金の支給」を「助成」に改める。

様式第19号中

| 項、 | k第54条第2項第3号の前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事<br>資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定め<br>事項を記載した書類  |  |
|----|---|--|
| ア  | 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項  |  |
| イ  | 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項  |  |
| ウ  | 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項<br>(ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金<br>額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1<br>順位から第5順位までの取引<br>(イ) 役員等との取引  |  |
| 工  | 寄附者(当該認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定(特例認定)特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 |  |
| オ  | 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項   |  |
| カ  | 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日  |  |
| キ  | 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使<br>途並びにその実施日  |  |
| びに | 第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並<br>2第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも<br>4していない旨を説明する書類   |  |

を

| I   |  |
|---|--|
| (1) 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第54条第2項第2号の前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程   |  |
| ア 前事業年度の役員報酬の支給に関する規程 □変更なしのため省略 提出した事業年度( <u>年月</u> 日~ <u>年月</u>   |  |
| イ 前事業年度の職員給与の支給に関する規程 □変更なしのため省略 提出した事業年度( <u>年月日</u> ~年月日)   |  |
| (2) 法第54条第2項第3号に掲げる書類のうち、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類   |  |
| ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項  |  |
| イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項<br>(7) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金<br>額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1<br>順位から第5順位までの取引<br>(イ) 役員等との取引  |  |
| ウ 寄附者(当該認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定(特例認定)特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 |  |
| エ 役員等に対する報酬又は給与の状況<br>(7)役員等に対する報酬又は給与の支給の状況((4)に係る部分を除く。)<br>(4)給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項  |  |
| オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日  |  |
| カ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使<br>途並びにその実施日  |  |
| (3) 法第45条第1項第3号 (口に係る部分を除く。)、第4号イ及び口、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類  |  |

に改め、同様式注1中「チェックを入れ」を「「レ」を記入し」に改め、同様式注2中「書類」の右に「((1)の前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程の提出を省略する場合の当該規程を除く。)」を加え、同様式注2を同様式注3とし、同様式注1の次に次のように加える。

2 (1)の前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程は、既に知事に提出されている当該規程の内容に変更がない場合には、提出を省略することができます。この場合においては、提出を省略する規程の「変更なしのため省略」の□に「レ」を記入するとともに、当該内容に変更がない規程を提出した事業年度を記載してください。

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。